

丸亀市生涯学習クラブの皆さんへ

活動時は、ルールを守ってご参加ください。

登録要項を一部改正しました。申請書は、2月27日までに活動施設へご提出ください。

活動時のルール

- ・クラブの備品は、施設に置かず、毎回持ち帰ってください。
- ・準備、片付けも使用時間に含まれます。使用時間外の活動はご遠慮ください。
- ・施設の行事がある場合、クラブの活動より行事が優先されます。
- ・予定した日時に使用しない場合は、事前にご連絡ください。
- ・使用にあたっては、各施設で定められている手続きに沿って申請してください。
- ・使用後は、片づけ・清掃を行い、ゴミはお持ち帰りください。

登録要項の主な改正点

- ・会員数：10名以上→5名以上(市内在住7割→5割)
- ・会費等：会費は月額2,000円以下、講師謝金は7,000円以下
→会費は最小限度の額(営利目的は不可)
- ・総会：必須→任意(報告・決算書の提出は必要)
- ・予約期間：施設予約の期間について明記しました。
各施設の定めに従ってご予約ください。
- ・様式追加：活動PRのため、丸亀市ホームページにクラブ紹介ページを設けます。
任意ですが、様式5号を5月末までにご提出ください。

※ 詳細は「丸亀市生涯学習クラブ登録要項」を必ずお読みください。

お願い

同じメンバーや同じ活動内容にも関わらず、別団体として複数のクラブが登録されているケースが見受けられます。該当する場合は、1団体として登録をお願いします。

公共施設をたくさんの方に使用してただくため、登録要項を見直す可能性があります。